

第14回千葉市情報公開・個人情報保護審議会議事録

1 日 時：平成27年2月6日(金) 午前10時～午後0時20分

2 場 所：千葉中央コミュニティセンター8階 海鷗

3 出席者：

(1) 委員

稲垣総一郎委員、内山洋委員、小川善之委員、國松憲子委員、多賀谷一照委員、辻徳次郎委員、中曽根玲子委員、中原秀治委員、藤谷護人委員、増山良子委員

(2) 事務局

志村総務局長、小早川総務部長、久我政策法務課長
石川政策法務課主査、大槻政策法務課主任主事、中村政策法務課主事

(3) 実施機関

(市民サービス課)

山根市民サービス課長、田中同課係長、林同課主事

(税制課)

竹内税制課長、山根同課主査

(課税管理課)

前田課税管理課主査、吉野同課主査

(業務改革推進課)

中村業務改革推進課担当課長、金澤同課主査、豊田同課主任主事

(統計課)

積田統計課長、竹内同課主任主事

4 議 題：

議 事

- (1) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問【個人情報に関する重要事項について(特定個人情報保護評価)】
- (2) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問【個人情報に関する重要事項について(番号法制定等に伴う千葉市個人情報保護条例の一部改正について)】

報 告

- (1) 千葉市と東京大学との共同研究について

5 議事の概要：

議 事

- (1) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問
特定個人情報保護評価部会からの報告を受け審議し、「(旧)住民記録オンラインシステム」及び「税務システム」を利用する事務に係る全項目評価書について、現段階における評価として妥当である旨、答申することとした。
- (2) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問
事務局から個人情報保護条例の改正内容の説明を受け、審議し、適当なものである旨、答申することとした。

報 告

- (1) 千葉市と東京大学との共同研究について
共同研究の実施状況、今後の流れについて報告した。

6 会議経過：

(久我政策法務課長) 本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

会議に先立ちまして、志村総務局長よりご挨拶申し上げます。

(志村総務局長) おはようございます。総務局長の志村でございます。

皆様方には、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

また、日ごろより千葉市政に多大なるご支援とご協力をいただきまして、ありがとうございます。

さて、平成26年7月の第13回審議会におきまして、特定個人情報保護評価について、7つのシステムに関して諮問させていただいているところでございます。

このうち「(旧)住民記録オンラインシステム」、「税務システム」につきましては、11月と1月に開催した特定個人情報保護評価部会においてご審議をいただき、本日、報告書が提出されているところでございます。

本日は、その報告書に基づきまして、当審議会としてのご判断をいただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

また、昨年の審議会におきまして、千葉市と東京大学における共同研究に関する協定につきまして報告させていただいているところでございますが、本日は、その後の運用状況等につきましてご報告をさせていただきますので、その点もどうぞよろしく願いいたします。それでは、どうぞご審議のほどをよろしく願いいたします。

(久我政策法務課長) 申しわけありませんが、志村総務局長は所用のため、ここで退席をさせていただきたいと思っております。

【総務局長退席】

(久我政策法務課長) 稲垣会長さん、よろしく願いいたします。

(稲垣会長) ただいまから第14回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を開催します。

本日は、全ての委員にご出席いただいておりますので、千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第6条第2項の規定により、本審議会は成立しております。

本日の会議は、事前に委員の皆さんにご案内いたしておりますとおり、公開の会議として開催いたしております。

(久我政策法務課長) 本日、傍聴人の方はおりません。

議事(1) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問

(稲垣会長) 会議次第に従いまして、議事に入ります。会議次第をご覧ください。

議事(1)「千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問【個人情報に関する重要事項について(特定個人情報評価)】」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

【事務局説明】

(石川政策法務課主査) 政策法務課の石川と申します。よろしく申し上げます。

資料2の「特定個人情報保護評価について」という資料をご覧ください。

前回、7月に審議会で諮問しましたが、現在に至るまでの経過等につきましてご説明したいと思います。

まず、1頁、「諮問書」の写しをご覧ください。諮問書にございますとおり、この保護評価につきましては、当審議会に諮問されている案件は7つのシステムでございます。

今年度、保護評価を行ったのは(1)の「(旧)住民記録オンラインシステム」と(2)の「税務システム」、この2つのシステムに係る事務でございます。

次に、3頁をご覧ください。千葉市特定個人情報保護評価部会委員名簿でございます。

前回、7月の審議会では、保護評価に当たっては部会を設置して対応することといたしまして、稲垣委員、多賀谷委員、藤谷委員の3名が部会委員として選任されました。

なお、部会長及び副部会長につきましては、4頁にある設置要綱の規定で「委員の互選

により定める」こととなっておりますので、第1回の部会におきまして、多賀谷委員を部会長に、藤谷委員を副部会長に選任し、審議を進めて参りました。

次に、5頁をご覧ください。「部会で審議した全項目評価書一覧」でございます。

審議会への諮問につきましては、便宜上「システム」を単位として行いましたが、評価書の作成に当たりましては、特定個人情報保護評価指針におきまして、番号法別表第1に掲げる事務の単位を基準として行うことになっております。

その事務の単位ですが、5頁でございますとおり、(旧)住民記録オンラインシステムに係る事務としましては、1の「住民基本台帳に関する事務」となります。また、税務システムに係る事務としましては、2の「個人市民税に関する事務」と、3の「固定資産税・都市計画税に関する事務」となります。これら3つの事務につきまして、評価書を作成し、部会で審議していただいたものでございます。

なお、それぞれ評価書の対象となりますファイル名、所管課名につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

こちらの3つの評価書につきましては、別綴じの資料3として、皆様のお手元に配付してございます。必要に応じ内容をご確認いただきたいと思います。

次に、7頁、「審議経過等のスケジュール」をご覧ください。部会での審議につきましては、まず、11月11日、事前点検といたしまして、第1回の部会を開催いたしました。

その際の部会の意見を踏まえまして、評価書を一部修正し、番号法の関係規定に基づき、その評価書を11月19日から12月18日までの1か月間、市のホームページ等で公開する形で市民の意見聴取を行いました。

市民意見聴取を経た評価書につきましては、本年1月8日、第2回の部会を開きまして、その審議を経て、本日、当審議会にお諮りしているところでございます。

なお、本日の審議を経ますと、再来週ぐらいを目途に、市で決裁をとったうえで、国の特定個人情報保護委員会に評価書を提出することとなっております。

委員会に提出されました評価書につきましては、国のホームページに、他の自治体の評価書と同じく、公開されることとなります。

次に、9頁、「市民意見聴取の結果」をご覧ください。結果につきましてはご覧のとおり、意見の提出はございませんでした。

なお、11頁から14頁まで、市が市民意見聴取を行った際のホームページの画面をコピーしてございます。参考にご覧いただきたいと思います。

以上、26年7月31日の前回の会議で諮問しましてから現在に至るまでの経緯及び今後の簡単な予定につきましてご説明させていただきました。

説明は以上でございます。

【意見交換等】

(稲垣会長) ありがとうございます。

では、部会の審議結果報告について、多賀谷委員、よろしくお願いたします。

(多賀谷委員) それでは、部会での審議報告ですが、私と稲垣委員と藤谷委員の3人で11月と1月の2回開催し、「住民基本台帳」、「個人市民税」、「固定資産税・都市計画税」に関する事務について、それぞれ実施機関から説明を受け、個別に審議をいたしました。

その結果について、お手元の資料2の15頁に「特定個人情報保護評価部会における調査審議の結果について」としてまとめてあります。

報告書の別紙に、部会での意見と意見に対する主な対応状況を10項目に分けて書いてありますが、詳細については、後ほど、事務局からご説明いただきたいと思います。

最終的な部会としての意見を申し述べます。3の「部会の意見」という部分をご覧ください。

「番号法、特定個人情報保護評価に関する規則、特定個人情報保護評価指針、千葉県個人情報保護条例等の規定に照らし、慎重に調査審議した結果、全項目評価書(案)の一部に係る機関への確認等が必要と思われる記載があるものの、現段階における評価としては

妥当なものと思われる。なお、再委託業務の従事者等については、番号法では罰則が適用されるものの、条例では適用されないこととなっており、条例改正の検討が必要である。」

このように、部会としては、「現段階における」という留保はついたものの、「評価は妥当」という判断をいたしました。

ただ、なお書き以降の部分についてですが、評価書の記載内容の点検という部分からは離れますが、点検をしている過程で、千葉県個人情報保護条例の再委託等の規定について、検討を要する点がありましたので、それについては附言的な形で意見を述べさせていただきました。

この部分については「検討課題とする」という旨の回答をいただいておりますので、事務局から説明があると思います。

私からは以上です。それでは、別紙について、事務局からご説明をお願いします。

【事務局説明】

（石川政策法務課主査）引き続き、ご説明させていただきます。

資料2の17頁をご覧ください。部会からの報告書の別紙として、部会での意見及び意見に対する主な対応状況について記載されております。10項目の形でまとめてございます。

まず、項目1でございますが、「中間サーバーについては、単体として独自に評価する必要があるのではないか」という意見がございました。

これにつきまして確認しましたところ、千葉市を含む地方公共団体が利用する中間サーバーソフトウェアにつきましては、総務省が一括開発し、また、中間サーバープラットフォーム、これはハードウェアなどですが、地方公共団体情報システム機構が整備することになっており、国から評価書の記載方法について情報提供が行われております。

したがって、本日、皆様に配付しました評価書につきましては、国から地方公共団体に対して情報提供された内容と同様の内容を千葉市の評価として記載しているところでございます。

次に、項目2についてでございます。項目1に関連しまして、「中間サーバーについて、国からの情報提供や点検経過の考え方の詳細を確認すべきである」という意見をいただきました。

こちらにつきましては、国へ照会することとしてございます。

次に、項目3の「セキュリティ上問題のある記載の削除について」、項目4の「特定個人情報ファイルの取り扱い記録の確認体制について」、項目5の「評価書における記載方法の見直しについて」、項目6の「評価書の記載方法の統一について」、これらに対して意見がありましたが、いずれも必要な修正は既に行っております。

次に、項目7の「評価書作成支援委託における当初の指摘事項について」、この意見につきましては、部会の委員に既にお送りし、ご確認いただいているものでございます。

次に、項目8の「評価書作成支援の委託における未対応部分の確認について」、項目9の「再委託先及び委託先のセキュリティの確保について」の意見につきましては、上記の3から6と同様に、必要な修正は既に行っております。

最後に、項目10の「再委託先への罰則の適用について」、これにつきましては、1から9までの指摘事項とは異なりまして、内容が保護評価に限定されず、評価書に反映させていくような指摘事項ではないことから、検討課題とすることとして整理をし、先ほど、部会長からご報告をいただいたところでございます。こちらにつきましては、引き続きまして、検討状況をご報告させていただきます。

19頁をご覧ください。「千葉県個人情報保護条例における再委託等の取扱いについて」でございます。こちらが、今、申しました再委託等の取扱い等に係る、現時点での検討状況でございます。

まず、現行の規定の確認についてですが、1の(1)「委託について」の部分でございます。

条例では、第1番目の委託を受けた者、いわゆる「受託者」につきましては、実施機関

の職員と同様、個人情報 の適正管理を義務づけるとともに、その適正管理を怠り、不正な取り扱いをした場合に、市の職員と同様、罰則を適用することとしてございます。

一方、1の(2)ですが、条例には「再委託」についての規定はございません。しかし、実際の運用では、「委託に関する基準」におきまして、再委託は原則として認めないとしながらも、市の書面や承諾があれば認めることとして取り扱っております。

また、1の(3)でございますが、人材派遣会社との派遣契約により千葉市に従事している、いわゆる「派遣労働者」につきましては、実施機関の指揮命令を受け従事しているにもかかわらず、条例に規定がなく、そのような者への義務づけは契約上の遵守義務に留まっているのが現状でございます。

このような状況を踏まえまして、今回、条例の改正について検討するものでございます。

具体的には、2の「個人情報保護条例の改正について(案)」の(1)から(3)でございます。

まず、内容としましては、再委託を受けた者に対しても、受託者と同様、適正管理を義務づける。2つ目としては、派遣労働者に対しても、市の職員と同様、適正管理を義務づける。そして、これらの者が不適正な取り扱いをした場合につきましては、市の職員と同様、罰則を適用するというものでございます。

説明は以上でございます。

【意見交換等】

(稲垣会長) ありがとうございます。ご質問等ございましたらお願いします。

項目1から10で、主なものについて、具体的にどのように対応したのか、事務局から説明していただいた方が、部会に参加していない方は分かりやすいかと思うのですが。

(久我政策法務課長) お手元の資料3、こちらが実際に部会でご審議をいただいた評価書で、本日、修正をした形で机上に置かせていただいております。

例えば、項目4につきましては、「個人市民税に関する事務の全項目評価書」の72頁に「特定個人情報ファイルの取り扱いの記録」という項目がございますが、当初の評価書ではアクセスログを取っていますという記載だけでしたが、こちらに「委託業者から、適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともにその記録を残す。」に加え、「システム利用管理者が定期的にログ記録を取得し、一定時間ログオンを継続した者について、定期的に通知し、利用目的等を報告させることにより、不正な利用の牽制を行っている。」という部分を、ご指摘に基づきまして追加させていただきました。

(稲垣会長) 単にログを記録するだけではなく、ログ自体も定期的に確認するということですね。

(久我政策法務課長) はい。

(稲垣会長) 他にどのような所がありますか。

(久我政策法務課長) 項目6につきましては、資料3でお配りしたように、3つの事務についての評価書がございますが、それぞれの評価書で、同じような項目について記載が統一されていなかった部分や、ある評価書には書いてあることが別の評価書では書いていないという所がございましたので、統一させていただいております。

(稲垣会長) 少しずつ対応しているということですね。

(辻委員) もう少し、くわしく説明していただけないでしょうか。例えば、「具体的な方法」欄で、ここでは確認体制の方法について記載をしたということですが、「特に一定時間ログオンを継続した者について」という記載がありますが、「一定時間」とは、どれぐらいになりますか。また、誰がどのタイミングで確認をし、その確認内容がどう改善されるのか、その辺についてご説明をお願いします。

(山根税制課主査) 税制課の山根と申します。

ログオンの記録に関しましては、ログオンすれば、直ぐにログオンの記録が残る仕組みになっております。何時間以上ログオンを継続した場合にのみ記録が残るというものではありません。

確認の対象に関しては、ログオンした記録の全てを確認するのは困難ですので、長時間

のログオンについてのみをピックアップして確認するという体制をとっております。長時間のログオンとなりますと、問題があるケースの可能性が高くなってくるためです。具体的には3時間以上のログオンについて確認します。

例えば、通常、朝9時から業務が始まって、お昼になるまで3時間ありますが、その間に1回もログアウトしていないという状況は考えにくいとか、その辺を考慮して、3時間で区切って、それについては全件確認させていただいております。

確認の方法ですが、ログインしたIDが取得できますので、利用者が誰かということは特定できます。したがって、特定した利用者個人に対して、メール、電話等で3時間以上ログオンしていた理由というのを確認し、回答することになっています。

(稲垣会長) 確認の頻度はどの程度ですか。1か月に1回、1年に1回、それとも毎日確認するのですか。

(山根税制課主査) 毎日、確認しております。

(稲垣会長) 確認の対象として、3時間が良いのか、2時間が良いのかというのは今後の具体的な運用の問題なのでしょうね。

(山根税制課主査) はい。

(辻委員) ありがとうございます。

(稲垣会長) 他に、ご質問はありますか。

(内山委員) 項目10の文言の表現について、「条例では適用されないこととなっております」の「ことと」という表現が気になるのですが、「適用されないため」の方が良いのではないのでしょうか。

(久我政策法務課長) そのように修正させていただきます。

(稲垣会長) 他に、ご質問はありますか。

(藤谷委員) 項目の2の「中間サーバーに関する国への確認」の部分について、「対応予定」となっているのですが、何か、具体的なアクションを起こしていますか。

(中村業務改革推進課担当課長) 番号制度準備室の中村です。

番号制度に関しましては、全国の自治体が国へ問い合わせを行うことができるホームページがあります。今回、第三者点検において委員さんからいただいたご意見について、具体的には、中間サーバーについての評価が不十分ではないかというご意見をいただいておりますので、そのホームページを通じて問い合わせを行いたいと思っております。

(藤谷委員) それでは、これから、意見を投げかけるということですね。

(中村業務改革推進課担当課長) はい。

(藤谷委員) 分かりました。若干補足させていただきますが、この番号法に基づいてマイナンバーを施行するということが、当初、国民の間で大問題になった。

簡潔に言いますと、国民総背番号になって、国と国民との間で様々な不信感というものが生まれるのではないかということです。そのような懸念を払拭するために、この法律自体で、特定個人情報保護委員会を作り、また、この特定個人情報保護評価という仕組みも作ってきたわけです。

ところが、この1番の所にあるように、中間サーバーには、個人情報の核になる部分、複製物がほとんどそこに入ることになるのです。

では、その中間サーバーについて、どれだけ自治体が、自ら評価ができるのか。本来は千葉市が、自らの力で評価すれば良いのですが、実際は国において所定の点検を行った内容が提供されていて、そのとおりに書いている。もともと国がやろうとしていることについての不信感を払拭することを目的としているのに、国が大丈夫と言っているから大丈夫でしょう、というのは、点検の趣旨になじまないのではないかということで、特に中間サーバーについて、意見を述べた次第です。

(多賀谷委員) 今、藤谷委員がおっしゃった話で、この番号制度は総背番号ではないと、基本的に通しの番号で管理するのではなくて、それぞれの地方自治体で利用者の分散管理をするから問題ないというわけですが、その分散管理した個人情報は全部この中間サーバーの所に集まってしまって、単にクラウドでソフト的に仕切っているだけということになると、本当に分散管理なのかということになりますので、それについてはもう少し国が説

明をすべきだろうということですが。

(稲垣会長) 結局、国が、こちらでやっているから任せてくれというのはおかしいのではないかとことですよね。これは自治体としてチェックすべき、それと、クラウドの利用になってくると、どう関与していけるのかが分からない。

条例改正の関係もまた後で出てくるのですが、クラウドは委託という概念にそもそも入らず問題が起きてくる。その点は、部会の委員もはっきりした意見があるわけではないですが、クラウドの法的性質がはっきりしないというのが、まず、第一の問題ですね。

クラウドの利用に関して市がどういう立場になるのか。この条例改正をしたとしても、利用するだけで罰則が及ぶのかとか、いろいろな問題があって、その利用に関して、市が直接、契約のように関与していけるのか、単に黙って使いなさいという形なのか、分かっていないわけですね。

その点、やはり「対応予定」というところが非常に難しいと思いますが、部会でいろいろ議論されたことを咀嚼しながら、対応していただきたいという、その対応が難しいですね。国に対しどこまで質問を投げかけるのかも難しいと思うのですが。

対応の内容を今ここでは、具体的に確定できないですよね。こういう部会の意見をいろいろ組み込んで対応していく、そうしていただくということしかないかと思うのです。

よろしいですか。

(藤谷委員) はい。

事務局に確認ですが、部会では、項目10の「再委託」の関係で議論があり、それに対して条例の改正案まで用意をしていただいて、非常に迅速に対応されていて、千葉市がこの番号制度を最大限活用しようと、リーダーシップをとろうとしていることは非常に評価できると思います。

ただ、この現行条例の「再委託」の取り扱いの改正の方針については、「委託」となっている所を「再委託」とか、「派遣労働者」についても拡大する方向で考えているところですが、やはり部会での議論として、クラウドの利用が今どんどん自治体でも多くなってきているわけですね。

そうなってくると、クラウドというのは、千葉市がどこかの業者に業務を委託するのではなくて、千葉市がどこかの業者が提供しているクラウドサービスを利用するという利用契約なので、委託するという委託契約とは違う。

そうすると、委託の場合、委託先にこの条例が、さらに再委託とか派遣労働者には及ぶとしても、クラウドを利用する場合、この個人情報保護条例の趣旨を及ぼすための改正は考えられなくてよろしいのですか。

これは事務局に聞くよりも、そこが部会でどうなったのか確認をしたいと思って。

(稲垣会長) 私の理解では、クラウドの利用は、国あるいは地方公共団体情報システム機構がクラウドサーバー提供者と契約をする際に、ただの利用契約ではなくて、委託契約という形をとる方法もあるのではないかとと思うのです。

それに対して、こちらが第三者の受益者のように単に利用するパターンと、こちらもその契約に関与させてくださいというパターンとがあって、こちらもその契約に関与したのであれば、再委託という理屈も成り立つのではないかと。

ただ、単純に国から提供されて利用するだけだと、委託者にも何もならないような気がします。

(多賀谷委員) クラウドのシステムで委託という整理は少々難しいのではないですか。

(藤谷委員) 多賀谷委員がおっしゃるとおりだと思います。結局、もうクラウド業者が、決まった契約、約款に近いものを用意していて、それを一々千葉市が利用するとき千葉市向けに直していただきたいというのは、現実的な取引では不可能だと思います。

(稲垣会長) 観念的な委託というやり方もあるが、実際には、もう使うだけというか。

(多賀谷委員) 要するに、人が入らないということです。

(藤谷委員) 本当のところはそうです。ただ、実際、保守のための業者は当然入るでしょうし、いろんなことが考えられますが。ここは検討課題だと思います。

(稲垣会長) そうですね。この点は今後の対応でかなり詰めていただかないと、実は、

はっきりしない所がたくさんありますよね。

したがって、条例をどう変えても、利用するだけの人に罰則を及ぼすような条例ができるのか。条例で変えたら良いというものでもなさそうな感じがします。

(藤谷委員) そうですね。クラウドに関しては、当然、そのクラウド業者の持っているサーバーが国内にあるのか、アメリカにあるのか、中国にあるのか分からないということです。議論されているのは、いわゆるセキュリティというのは「機密性」だけではなくて、「アベイラビリティ」といって、必要なときに必要な形で利用できることが重要なのです。万が一、国外にサーバーがあったとすると、政治事情もあるわけですから、もう日本向けのデータ送信は行わないというような、そういう措置がとられたときに、それが、もし千葉市の重要な市民の利用サービスにかかわる情報だとすると、それはたちまち利用できないということになってくるわけです。ですから、例えばこういう番号法について、クラウドを多分利用しますけど、それは事実上ですよ。

事実上、国内のクラウド業者に限定するというようなこともやっているんですよ。ですから、そういう意味でのセキュリティもあります。

それから、もとに戻って、機密性という意味でのそれについても、やはり何らかの検討は、事務局でも進めていく必要があるのだろうと。

(多賀谷委員) 分かりやすく言うと、クラウドというのは、キャリアなので、物理的空間でいうと、「情報」という貨物を輸送しているようなものですよ。

そうすると、列車とかトラックがどこかで事故が起きて、車が炎上したり、あるいは倉庫が炎上したりした場合に、その責任を誰がどうとるのかと。

荷物だったら国内で良いですが、情報ですから、さきほど藤谷委員が言ったように外国に行っているかもしれない。突然なくなるかもしれない。その場合にどうするかという話になりますよ。なかなか難しいですね。

(稲垣会長) そこのところは、本来、国、システム機構との契約でどこまで詰めているのかを知りたい。注文をつける権利があるのかどうか別として、最低限、クラウド業者との間でどういう契約をしようとしているのか知る必要がありますよね。

(多賀谷委員) かつて、レンタルサーバー事業を手掛ける事業者がデータを間違えて消去してしまった事件がありましたが、安い業者に頼むと、このような危険性もあるかもしれませんね。国ですから、そのようなことはしないと思いますが。

(稲垣会長) 民事の損害賠償はできるとしても、要するに、罰則がどうなるのかという問題ですよ。

(多賀谷委員) 民事と言っても、世田谷のケーブル火災事件でも、通信業者は直接的には電話料金しか補償せず、それによる派生的な損害は一切補償しませんでしたから。民事での賠償はとても期待できないです。

(稲垣会長) 要するに、国あるいは機構が、どのような契約をしてどのような罰則が及ぶのか、あるいは国の委託としては及ぶけれども、市は、利用者側で契約当事者ではないから、再委託にもあてはまらないとした場合に、市として条例が及ぶようにするにはどういう関与の仕方があるのか、対応の内容は難しいと思うのですが、多角的に検討して国に投げかけていただきたいと思います。そのようなことでよろしいですか。

(多賀谷委員) はい。

(稲垣会長) 複雑過ぎて、この場ですべてを行うのは難しいですね。

(藤谷委員) そうですね。

(稲垣会長) よろしいでしょうか。

(異議なし)

(久我政策法務課長) 今ご指摘いただいた点につきましては、検討しまして、国に確認できるところは確認したいと思います。

(藤谷委員) 項目3についてですが、住民基本台帳に関する事務の評価書の31頁をご覧くださいと、住基システムについての記録項目の一覧があります。また、個人市民税に関する事務の評価書の64頁以下に、税に関する記録項目があります。

当初は、これらに単なる項目名だけじゃなくて、例えばそれがNM（ニューメリック）

とか、漢字なのか、数字なのかとか、そういう属性まで書いてあったので、セキュリティの観点から不必要な情報を出さないようにすべきであると指摘をし、これは今除かれているので良いと思います。

私が同時に指摘したのは、これが、もしコンピュータの中でのデータベースの記録の順番どおりに並べられているとすると、万が一これがハッキングされ、データの形で漏れたときに、データベースの何かラム目にこの情報があると分かってしまうので、シャッフルして、順番がわからないような形で記載してくださいとお願いしたのですが、それは対応済みですか。

(久我政策法務課長) 順番も並べかえてございます。

(藤谷委員) 対応しているということですのでよろしいですね。

(久我政策法務課長) はい。

(藤谷委員) 分かりました。固定資産税・都市計画税事務の評価書の30頁を見ると、一番後ろに項目番号として、694番目の「個人番号」と695番の「法人番号」というのがあります。これがまさに今回の番号制度でつけられる番号なわけです。

それと同じものが、個人市民税に関する事務の評価書の67頁にもあるんですね。

ところが、住民基本台帳に関する事務の評価書の31頁に戻ると、どこにも個人番号、法人番号がないのですが、この一般の中に紛れているのか、確認できないのです。

(多賀谷委員) 住民基本台帳に関する事務の評価書にも「個人番号」の記載があります。

(藤谷委員) 了解しました。シャッフルしてあるということですね。

(稲垣会長) それでは、事務局で答申案を作成されていれば御説明をお願いします。

(久我政策法務課長) それでは、今、お手元に配付させていただきました答申案ですが、事務局であらかじめ作成させていただきましたので、読ませていただきます。

答申書案の「2 諮問に対する意見」ですが、「番号法、特定個人情報保護評価に関する規則、特定個人情報保護評価指針、千葉県個人情報保護条例等の規定に照らし、慎重に調査審議した結果、全項目評価書(案)の一部に関係機関への確認等が必要と思われる記載があるものの、現段階における評価としては妥当なものと認められる。なお、再委託業務の従事者等については、番号法では罰則が適用されるものの、条例では適用されないこととなっており、条例改正の検討が必要である。」

(稲垣会長) この案について、「前段の確認等が必要と思われる記載がある」というのは、先ほどから議論に出ているところです。

それと、「現段階における」という表現になっているのは、確認しなければいけない部分があるから、事務局案としてこのような表現にしたということですね。「妥当なもの」と言えるかどうか議論はあると思いますが。

(久我政策法務課長) 「適用されないこととなっており」の部分につきましては、先ほど内山委員からご指摘をいただいておりますので、「条例では適用されないため」という表現に変えさせていただければと思います。

(稲垣会長) 分かりました。

前段、なお書きではなくて、本文について、ご意見はどうでしょうか。

かなり対応済みのものも多いのですが、一番重要な中間サーバーについてですね。対応は必要としても、これをやっていると時間がかかってしまうので、日程との関係で間に合わないから、「現段階で」ということではどうかということですね。

(多賀谷委員) 今後、他のシステムのことがまた問題になってくるでしょうから。

(稲垣会長) はい。今後、進展に合わせて議論していきましょう。

(多賀谷委員) 7つのシステムのうち、完了したのは2つということになりますね。

(稲垣会長) 今後は、他のシステムの評価となりますね。他に、ご意見はありますか。

(藤谷委員) 答申の案文としては、本日、提出されている部会報告の1から10までの項目を踏まえてということになりますからこれで良いと思います。ただ、本日の議論を踏まえて、事務局では継続して国への確認をお願いします。

(稲垣会長) その他、事務局にきちんと対応してほしいとの文言を入れるかどうかですが、本日の議論は議事録に残るわけですから特に追加しなくても良いですね。

(異議なし)

(稲垣会長) では、本文はこのとおりとします。なお書きについてはいかがでしょうか。
(多賀谷委員) 言い回しの所で、先ほどの「条例では適用されないこととなっております」を「条例では適用されないため」に修正をして、それで結構だと思います。

(稲垣会長) これで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(稲垣会長) では、一部修正して、答申することとします。

(久我政策法務課長) ありがとうございます。

(稲垣会長) それでは、特定個人情報保護評価の今後のスケジュールにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局説明】

(石川政策法務課主査) では、簡単にご説明させていただきます。

資料2「特定個人情報保護評価について」の75頁をご覧ください。今後のスケジュールが簡単に書いてございます。

まず、予定につきましてご説明いたします。

現在、審議会に諮問された7つのシステムのうち、残っているのが5システム、具体的には、介護システム、福祉システム、保健医療・衛生情報システム、住民記録システム、国民健康保険システムでございます。

それぞれ運用開始時期が異なりますが、いずれのシステムも、27年7月ぐらいから要件定義を開始する予定となっております。

この保護評価はその結果を要件定義に活用していくことが求められておりますので、今年度中に全項目評価書の素案を作成した上で、今後、また、部会での事前審査や市民意見聴取、第三者点検を経て、7月初めを目途に審議会にてご審議いただく予定です。

次に、それぞれのシステムについて、簡単に概要をご説明いたします。

77頁をご覧ください。1つ目が、介護システムでございます。こちらは、介護保険制度における資格管理業務、認定業務、保険料の賦課、収納管理業務などを行うシステムでございます。約31万件の特定個人情報を取り扱う予定です。

次に、79頁をご覧ください。2つ目の福祉システムについてでございます。こちらは、障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉、生活保護、後期高齢者医療などの分野における医療費や手当などの各種給付事務を行うためのシステムでございます。合計で約32万5,000件の特定個人情報を取り扱う予定です。

次に、81頁をご覧ください。3つ目の保険医療・衛生情報システムについてでございます。こちらは、母子保健、老人保健、精神保健福祉、食品衛生といった、いわゆる保健にかかわる分野における、例えば福祉手帳ですとか、各種検診のデータを管理するためのシステムでございます。合計で、大体、45万件ぐらいの特定個人情報を取り扱う予定です。

次に、83頁をご覧ください。4つ目の新住民記録システムでございます。先ほど、現行の住民記録システム(「旧住民記録システム」)について答申をいただきましたが、こちらは、この現行の住民記録システムを刷新するものでございまして、主に住民記録台帳に関するシステムであり、約120万件の特定個人情報を扱うものでございます。

次に、85頁をご覧ください。5つ目、最後になりますが、国民健康保険システムでございます。こちらは市が行う健康保険制度における資格管理業務や認定業務、保険料の賦課、収納管理業務などを行うためのシステムでございます。約77万件の特定個人情報を取り扱う予定です。

繰り返しになりますが、運用時期は異なりますが、いずれのシステムも最短で今年の7月ぐらいから要件定義を開始する予定となっております。それまでに、今回と同様の手続にて皆様に審議していただく予定としております。

説明は、以上でございます。

議事（２） 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第２条第１号の規定に基づく諮問

（稲垣会長） 次に議事（２）「千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第２条第１号の規定に基づく諮問【個人情報に関する重要事項について（番号法制定等に伴う千葉市個人情報保護条例の一部改正について）】」についてです。

事務局からご説明願います。

【事務局説明】

（久我政策法務課長） 政策法務課です。よろしくお願いいたします。

では、お手元の資料４をご覧ください。

「個人情報に関する重要事項について」ということで、審議会設置条例第２条第１号の規定に基づき、番号法制定等に伴う千葉市個人情報保護条例の一部改正について諮問をするものです。

審議資料の１頁をお願いいたします。

「千葉市個人情報保護条例の一部改正について」ということで、まず、１番の「改正の概要」ですが、（１）の「番号法制定に伴う改正」についてご説明をさせていただきます。

個人情報の取り扱いにつきましては、国の行政機関が保有する個人情報につきましては「行政機関個人情報保護法」により、また、地方公共団体が保有する個人情報につきましては各自治体の「個人情報保護条例」によりまして、その取り扱いが定められております。

このたび番号法が制定され、全ての国民に「個人番号」が付番されることとなりました。この個人番号ですが、個人情報に該当いたしまして、既存の個人情報保護法、また、市の個人情報保護条例が適用されます。

ただ、この「個人番号」につきましては、他の個人情報と比較しまして、強力な個人識別機能を有するという点を踏まえ、番号法では、個人番号をその内容を含む「特定個人情報」、また、「情報提供等記録」につきまして、より厳格な保護措置を講ずることといたしております。

「特定個人情報」ですが、個人番号やそれに対応する符号をその内容を含む個人情報でございます。

「情報提供等記録」ですが、資料には番号法から引用して記載しておりますが、簡単に申しますと、特定個人情報を機関等でやりとりする、その際に、情報照会者や提供者の名称、また、照会・提供者への特定個人情報の項目等を記録するということになっておりまして、その記録が情報提供等記録となります。

番号法では、「特定個人情報」と「情報提供等記録」の保護措置に関しまして、番号法で条文を書き起こして規定している場合と、読み替え形式で規定している場合があります。

書き起こし、つまり、条文の形式で規定しているものにつきましては、そのまま地方公共団体等にも適用されますが、読み替えによって規定されております部分、具体的に申しますと、行政機関の個人情報保護法を読み替えているのですが、この部分については、条例について同じように読み替えをしていかなければいけないということになります。

このようなことから、番号法では、地方公共団体に対しまして、番号法の規定の趣旨を踏まえ、必要な措置、つまり条例改正を講じなければならないというふうに規定しております。

これを受けまして、千葉市の個人情報保護条例について、番号法の制定に伴って、必要な改正を行わせていただきたいと思いますと思っております。

条例上の「個人情報」と番号法で出てきます「特定個人情報」、「情報提供等記録」の関係ですが、一番下のイメージ図をご覧ください。

図のとおり、個人情報の中に特定個人情報が含まれまして、さらにその中に情報提供等記録が含まれるという関係になってまいります。

現在の個人情報保護条例は、通常個人情報について規定していますので、番号法で出てきたこの特定個人情報についての取り扱いを現状の条例の中に加え、また、情報提供等記録についても、その特別の取り扱いをする部分について規定をしていくということにな

ります。

特定個人情報と情報提供等記録は、それぞれ取り扱いが違う部分がありますので、その部分については別々に規定しているということになっております。

2頁をご覧ください。

改正の2点目ですが、(2)の「再委託等に関する取扱い」についてです。こちらですが、先ほど議事(1)で、特定個人情報保護評価に係る答申におきまして、「条例改正を検討すること」との答申をいただいております。

部会でそのようなご意見をいただいておりますので、あらかじめ事務局では、その部分を盛り込んだ形で、今回、条例改正案を示させていただいております。

先ほど、議事(1)でご説明させていただきましたとおり、個人情報の適正な取扱いを確保するため、新たに再委託を受けた者及び派遣労働者を条例の対象とし、個人情報の適正な取扱いを義務づけるとともに、不適正な取扱いをした場合に罰則を適用することといたしたいと思っております。

改正内容につきましては、A3の資料でご説明をさせていただきますが、その前に、3番の「今後のスケジュール」について、先にご説明させていただきたいと思っております。

表にございますが、本日、審議会でご審議をいただき、答申をいただけましたら、その後、パブリックコメント手続を行いまして、提出された意見に対する考え方を公表した後、平成27年6月に条例議案を議会へ提出させていただきたいと思っております。

また、平成27年10月を改正条例の施行予定としております。これは、個人番号の付番が始まるのが平成27年10月ということでありまして、それに合わせて条例を改正したいと考えております。

それでは、条例の改正内容をご説明させていただきたいと思っております。

3頁です。A3の資料をご覧ください。

表のつくりですが、左の列から、「改正項目」、「改正内容」、改正内容につきましては、「特定個人情報」と「情報提供等記録」は、それぞれ取り扱いが異なる部分がございますので、2つに分けております。その隣が「改正の趣旨等」。そして、一番右の列が「参考」として、「現行の千葉県個人情報保護条例の関連する条文」を記載しております。

それでは、改正項目の1つ目です。①「特定個人情報及び情報提供等記録の定義」です。今回、これらの2つの情報につきまして、その取扱いを条例で規定いたしますので、記載のとおり、番号法から引用しまして、新たに特定個人情報と情報提供等記録について定義規定を設けたいと思っております。現在の個人情報保護条例にはないものを追加させていただくものです。

続きまして、改正項目の2つ目です。②「目的外利用の制限」ということですが、まず、条例の規定をご覧ください。

現在の条例の第8条です。「実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を内部で利用し、又は個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない」と、目的外の利用を禁止しながらも、ただし書で、「ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にはこの限りではない」として、「本人の同意があるとき」ですとか、「法令等に定めがあるとき」など、そこに記載された事由に該当する場合には、目的外の利用や提供を認める規定になっております。

これに対しまして、改正内容ですが、特定個人情報につきましては、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり又は本人の同意を得ることが困難である場合」を除き、全て禁止という扱いにいたします。通常の個人情報よりもさらに厳格な取扱いをするということでございます。なお、情報提供等記録につきましては、目的外の利用を一切禁止するということです。

改正の趣旨にございますが、番号法で定めるのと同様の取扱いをするということにいたします。

続きまして、改正の3点目ですが、③「提供の制限」ということです。現行の条例につきましては、利用と提供を同じ形で規定しておりますので、先ほどご説明したとおりです。

改正内容ですが、特定個人情報、情報提供等記録のどちらも番号法19条に定めるもの

外、禁止といたします。番号法19条に特定個人情報、情報提供等記録の提供ができる場合が限定されています。その項目が、こちらに記載の①の「個人番号利用事務の処理に必要な限度」から⑭の「特定個人情報保護委員会規則に基づく場合」までとなっております。

番号法では、これらに限って提供ができるというように限定されますので、条例でも同じように規定をするということになります。

続きまして、改正の4点目。「開示、改正、利用停止請求」ですが、こちらにつきましては、開示、訂正、利用停止の請求を誰ができるか、ということです。現行の条例の13条では、第1項で、本人が自己に関する個人情報の開示の請求をすることができるとし、第2項で、未成年者又は成年後見人の法定代理人は本人に代わって請求をすることができるということで、本人と法定代理人に請求権が認められているということになっております。

それに対しまして、改正内容ですが、番号法では特定個人情報について、本人と法定代理人、それに加えて、任意代理人による開示、訂正、利用停止請求を認めるという形になっています。

改正の趣旨でございますが、特定個人情報につきましては、本人参加の権利をより一層保護するということです。つまり、国民の不安があるということから、より請求をしやすいように、本人が行けなくても請求ができるようにするという考え方から任意代理人による請求を認めておりまして、このことから条例においても同様の規定をするものです。

次頁をお願いいたします。

改正の5点目です。「開示、訂正請求に係る事案の移送」ということです。

現行の条例では、個人情報がある実施機関から提供された場合、また、他の実施機関において開示することについて、正当な理由があるときには、他の実施機関に対し事案を移送する、つまり、他の実施機関で開示をしてもらうという規定がございます。

改正内容ですが、特定個人情報につきましては、条例をそのまま適用し、通常個人情報と同じ扱いをいたします。それに対しまして、情報提供等記録につきましては、事案の移送を認めないということにいたします。

改正の趣旨でございますが、情報提供等記録につきましては他の実施機関で開示等を実施すべき場合が想定されないということで、移送に係る規定を適用除外、つまり、適用しないこととします。

続きまして、改正の6点目です。⑥「法令等による開示の実施との調整」です。条例では、法令等の規定により他で同じように開示がされるものについては、条例に基づく開示は実施しないという調整規定を設けております。

これに対しまして、特定個人情報及び情報提供等記録につきましては、適用除外とし、調整は行わない、つまり、請求があれば、他の制度で開示されるものであっても、条例に基づく開示も重複して実施するということといたします。

改正の趣旨でございますが、番号制度では、たとえ他の法令等により開示がされる場合でも、マイポータルによる開示を認めているということから、そのような番号法の趣旨を踏まえ、条例でも調整を行わないという扱いをいたします。

改正の7点目です。⑦「訂正請求の通知先」ということです。

条例の規定ですが、個人情報の訂正をした場合、その情報の提供先に対して通知をすることとしております。

改正内容ですが、特定個人情報につきましては、条例をそのまま適用といたしますが、「情報提供等記録」につきましては、改正の趣旨の方をご覧いただきたいのですが、番号法では、情報の訂正をした場合に、情報照会者、提供者、総務大臣の三者に報告をしなければならないということとされています。そのことから、条例においても、同様にこの三者に通知をすることと規定いたします。

改正の8点目です。⑧「利用停止請求権」です。

条例では、36条でございますが、条例に違反して、個人情報の収集、利用、保有、提供等がされていた場合に、本人が利用停止請求できるということになっております。

改正内容ですが、特定個人情報につきましては、これら条例に規定する停止請求事由に

加えまして、番号法に違反する行為のうち特に不適切なものが行われた場合についても、利用停止請求を認めることといたします。

なお、「情報提供等記録」につきましては、番号法に違反する取扱いが想定されないことから、利用停止請求自体を認めないということになってまいります。

続きまして、改正の9点目です。⑨「提供先等に対する制限」です。

条例では、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、提供先に対して必要な制限を付すこととしております。

改正の趣旨をご覧ください。番号法では、行政機関個人情報保護法を読み替えまして、情報提供等記録については適用除外とすることといたしておりますが、本市の条例につきましては、規定の仕方が異なることから、今回この部分については改正をいたしません。

といいますのは、行政機関個人情報保護法では、条例と規定の仕方が異なっております。「情報提供等記録」については、目的外の利用が一切禁止をされますので、この規定を適用除外としておりますが、一方、市の条例では、目的内で提供する場合も、目的外で提供する場合も、必要があると認めるときは制限等を付すこととしておりますので、情報提供等記録についても、あえて適用除外とすることなく、他の個人情報と同様に、必要があれば、提供時に制限を付すことができるように、条例改正はいたしません。

改正の10点目です。⑩「費用の負担」ですが、条例では、「個人情報が記録された公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない」ということで、紙につきましては白黒であれば1枚10円、またCD-Rにつきましては100円ということ、実費をいただいております。なお、閲覧だけの場合は、無料となっております。

番号法では、経済的困難その他特別の理由があると認める場合に『手数料』を減免することができることといたしておりますが、先ほどご説明しましたとおり、本市では手数料の徴収をしておりません。写しの交付に要する『実費』のみを徴収しておりますので、条例改正は行わないということと考えております。

今ご説明させていただきました部分が、番号法の制定に伴う条例改正ということとございまして、全て番号法の趣旨を踏まえて、特定個人情報、情報提供等記録について、番号法と同様の扱いをするために必要な改正をするという部分でございます。

次に、改正の大きな2番目ですが、(2)の「再委託等に関する取扱いについて」でございます。

先ほど、議題1でご説明させていただいた内容でございます。改正点は、3点でございます。

まず1点目ですが、「再委託を受けた者に対し、受託者同様、個人情報の適正な管理を義務付ける」。2点目ですが、「派遣労働者に対し、市職員同様、個人情報の適正な管理を義務付ける」。3点目ですが、「再委託を受けた者、また派遣労働者が個人情報の不適正な取り扱いをした場合に罰則を適用する」ということです。

改正の趣旨につきましては、先ほどご説明いたしましたとおりでございますので、省略させていただきます。

条例の改正については以上のとおりです。よろしくお願いたします。

【意見交換等】

(稲垣会長) ありがとうございます。今のご説明について質問、意見等ありますか。

(増山委員) 今の3枚目、最終ページですが、現行の千葉県個人情報保護条例の第11条の第4号に「保有する必要がなくなった個人情報については、歴史的資料として保存する必要があるものを除き、確実に、かつ速やかに廃棄し、又は消去すること」と規定されていますが、この「歴史的資料として保存する必要があるもの」の判断は、誰が行うのですか。

(稲垣会長) 実施機関が必要があると認めたときでしょうか。

(久我政策法務課長) 判断は、所管課になります。

(増山委員) どのようなものが対象となるのか、また、それは誰が判断するのか教えて

いただけないでしょうか。

(多賀谷委員) 多分、公文書管理規則などで決まっていると思いますが、最終的には市長さんの判断で決めるのだと思います。

(久我政策法務課長) 歴史的公文書の取扱いについて定めた規程が、今、手元にはないのですが、市の沿革に関するものや、市の重要な計画を定めたものなどが該当します。

(多賀谷委員) 例えば、市政施行〇〇年史などを作成するときなどに、必要になってくるのだと思いますよ。

(久我政策法務課長) はい。

(多賀谷委員) このような一般的なもののほか、場合によってはよると個人情報も入っているようなものもありますよね。基本的に公文書管理法で決まっていますからね。公文書管理法というものがあって、個人情報なので孫の代ぐらいまでは非公開としても良いのですが、4世代後になればもう公開していいだろうということになりますね。個人情報も場合によっては公開の対象になる。要するに歴史学者とすれば、100年前の個人情報というのを研究のため見たいということが出てくる。そういう考え方です。

(増山委員) 100年前ぐらいは保存しておけば良いということですか。

(多賀谷委員) 100年間ぐらいは秘密にしておかなければいけない、ということです。

(増山委員) どうもありがとうございました。

(稲垣会長) 他にご意見はありますか。

(多賀谷委員) これは確認ですが、5頁の訂正請求の通知先です。情報提供等記録について訂正があった場合に、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に通知するものとする。要するに、ある人の名前を間違えていたとか、生年月日を間違えていたとか、そういう場合に、千葉市としては、それは情報提供ネットワークシステムを通じて、必ずしも国・地方公共団体だけではなくて、一部の民間にも情報提供をされるわけですよね。情報照会者又は情報提供者というのを全部把握しているのですか。訂正があった場合、個別的に中間サーバーを管理している所へ問い合わせる形になるのですか。

その度ごとに中間サーバーにアクセスして、知ることができるようなシステムになっていると理解してよろしいのですか。

(稲垣会長) 現実的に難しいですよ、過去に提供したものを全部把握し仕切れないでしょうからね。

(多賀谷委員) 例えば社会保険関係の事業者との間で情報提供のやりとりにしても、それは間違っているということをお知らせしなければいけないわけですから。

(稲垣会長) それは過去に提供したものの全部ということ。5年前とか、3年前というのを全部把握していないといけません。

(多賀谷委員) 要するに、どこをとっておけばいいということですね。どこから通知、提供、請求があって、どうしたということ、千葉市としてログをとっておくのかどうか。それとも、全部機構が管理するのですか。

(久我政策法務課長) 実際の運用を十分確認して、進めて参りたいと思います。

(稲垣会長) 他にはありますか。

(藤谷委員) 再委託に関する取扱いの所の罰則の関係ですが、部会でこの間議論されたときに、番号法では既に再委託や派遣についても、罰則を含めて対応しているという資料を出していただいていますよね。

(久我政策法務課長) はい。

(藤谷委員) 番号法の規定では、千葉市個人情報保護条例上の罰則よりも重い罰則が規定されているように記憶しているのですが、今回の条例改正にあたって、より重い罰則を適用するという規定までは設ける予定はないのですか。

(久我政策法務課長) 特定個人情報については、不適正な取扱いをした場合は、番号法が適用されることとなります。

(多賀谷委員) 条例は特定個人情報以外の個人情報の再委託が対象ということですね。

(藤谷委員) 限定されるのですか。でも、千葉市が特定個人情報に属する情報を、例えば千葉市独自で何らかの処理をするために、委託したり、再委託したり、派遣労働者が行

うことも十分考えられるのではないですか。おそらくそのような場合まで、番号法はカバーしていないと思いますが。

(久我政策法務課長) その場合には、番号法が適用される形になります。

(藤谷委員) 番号法は、番号法で利用する範囲の特定個人情報に限定されていると思います。市が条例を定め、特定個人情報を独自に利用するときには、番号法の罰則規定は及ばないのではないですか。

(久我政策法務課長) 条例による独自利用の部分についてでしょうか。

(藤谷委員) 番号法の罰則規定について確認していただいて、要するに番号法で定められた範囲外で利用する場合にも当然罰則が及ばなければいけない。これは、この条例を改正するのであれば必要なことですね。

その必要性があるかないかを検討していただいて、あるのであれば、それに関する罰則の加重規定も必要ははずですから、そこはぜひ詰めていただきたい。

(久我政策法務課長) 独自利用の部分につきましては、独自利用する場合には条例を定めなければならないことになっておりますので、そちらは別途検討しております。その際には、番号法の罰則について確認をいたしまして、もし、罰則が適用されないということであれば、条例での罰則の必要性について検討したいと思います。

(稲垣会長) そういうご意見を踏まえて、さらに検討していただくということによろしいですか。

(久我政策法務課長) はい。

(稲垣会長) 他に、ご質問、意見等がありますか。

(なし)

(稲垣会長) ご意見が特になければ、了承いたしたいと思いますが、答申案は用意がありますか。

(久我政策法務課長) お配りさせていただきます。1枚目を読ませさせていただきます。

平成27年2月6日付けの諮問について、「下記のとおり答申します」ということで諮問に対する意見ですが、「千葉県個人情報保護条例の一部改正は、番号法及び千葉県個人情報保護条例の趣旨に沿った適当なものであると認められる。」とさせていただきます。

(稲垣会長) 先ほど、番号法の罰則と条例の罰則の違いについて意見がありましたが。

(藤谷委員) もし可能でしたらこの意見の所に「なお書き」を入れて、番号法による罰則規定の適用範囲についても記載してください。

(稲垣会長) 留意されたい。そのような感じですね。

(藤谷委員) そうですね。条例改正のときに留意されたいというような趣旨で。

(稲垣会長) 今おっしゃったように、なお書きを検討してください。

(久我政策法務課長) はい。番号法の罰則について確認し、なお書きの追加について検討させていただきます。

(稲垣会長) はい。字句は、事務局と会長にお任せいただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

(久我政策法務課長) なお書きについては事務局で検討し、会長さんに確認させていただければと思います。

(稲垣会長) ご一任いただいて答申書を提出することにさせていただきます。

(内山委員) ちょっとよろしいですか。今読んでいて、条例の改正項目がございませぬ、これの2枚目、(1)番号法の読替規定について、29条、30条とありますが、私は、条例の改正項目というのは、ここの(1)の所についての方が、理解できるのではないのでしょうか。いきなり番号法の読替規定についてというのでこの表を作っております。それに間違いはないのですが、むしろこの表は条例の改正項目になりますので、書くとすれば、「番号法の読替規定について」というのは。

(多賀谷委員) 「番号法の読替規定に基づく条例の改正項目について」ですか。

(内山委員) そういことです。

(久我政策法務課長) 表現を修正させていただきたいと思います。

(稲垣会長) この点についても、字句については、事務局と会長と詰めることとし、答

申案はそのとおりでよろしいですね。

(異議なし)

報告(1) 千葉市と東京大学との共同研究に関する協定の締結について

(稲垣会長) 次に報告案件です。「千葉市と東京大学との共同研究に関する協定の締結について」です。実施機関からご説明をお願いします。

【実施機関の説明】

(積田統計課長) 統計課長の積田でございます。本日はよろしくお願いたします。

昨年7月にご報告させていただきました、「千葉市と東京大学とのビッグデータ活用に関する共同研究」について、その進捗状況及び今後の方向性について、ご報告させていただきます。

お配りしております資料5をご覧くださいと思います。

昨年7月より、市の職員が非常勤嘱託職員として雇用いたしました東京大学の研究者とともに、データ分析についての可視化プロジェクト等におきまして検討した結果、ビッグデータ分析が最も効果を発揮すると考えられる保健福祉分野を最優先と位置づけ、まず、保健福祉局が課題の抽出とデータ把握をすることといたしました。

その手法としては、保健福祉局の職員による分析テーマ検討会を10月に発足させ、東京大学から派遣された研究者とともに課題の抽出や関係課のヒアリングを行い、表に記載した「特定の疾患に焦点をあてた発症抑制のための取組み」及び「要介護度の上昇抑制のための原因分析」という2つの、医療・健康分野のテーマ設定をいたしましたところでございます。

お示しましたテーマについては、東京大学大学院情報学環の研究者に加え、医学部の研究者から協力や知見を得て分析をすることが必要となることから、資料に記載した「データ分析実施フロー(案)」によりまして研究を進める予定でございます。

分析対象データとして検討している国保データベースシステム、通称「KDB」は、国保連合会が「特定健診・特定保健指導」、「医療(後期高齢者医療含む)」、「介護保険」等に係る情報を利活用して構築しているデータベースです。保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的としておりまして、厚生労働省は、このKDBデータを活用した効果的な保健、介護予防事業の実施を、保険者、いわゆる自治体に求めているところでございます。

今回、研究のため、個人情報を含むKDBデータを、東京大学医学部において分析を行う予定ですが、ご説明をいたしましたように、国民健康保険及び介護保険の目的の範囲内での利用提供であり、個人情報保護条例第8条第1項の「目的外の利用又は提供の制限」には該当せず、個人情報保護条例の範囲内で実施させていただくことを考えております。

資料の下半分、本分析におけるフローをご説明させていただきます。昨年7月にご説明させていただきましたように、千葉市と東京大学とは、昨年6月に「共同研究に関する協定」を締結しております。今回、保健医療、介護のテーマに絞って研究を進めるにあたりまして、東京大学側に医学部を入れること、医学部においてデータ分析を行うことを、新たに協定等に盛り込みます。

そのうえで、まず、千葉市は、東京大学に対し「データの提供」を行います。東京大学は、本研究に際しまして、医学部の研究倫理審査に図った上で、情報学環が「経済学観点からの医療費構造の分析」を行い、医学部では「医療経済・医療統計」の観点から分析を行い、疾病リスク・医療費等の医学的知見を得ることを考えております。

東京大学側にデータ提供するにあたっては、医学部の研究倫理審査の基準に則り、氏名、電話番号、住所の一部等をあらかじめ削除して提供いたします。

なお、東京大学の研究者が分析を行うにあたり、複雑なデータを分析可能な形に整えるデータクレンジングの作業などに、東京大学が共同研究契約を締結する民間の研究機関を活用することとなりますが、その活用は、本市の承認を受けた範囲内で行うこととし、東京大学の外への個人情報の持ち出しは一切いたしません。

また、東京大学と民間研究機関の共同研究契約には、個人情報保護義務規定を盛り込み、民間研究機関にも遵守させることといたしております。

今後、共同研究の実施にあたりましては、個人情報の取扱いには十分に注意をしながら、市民サービスの向上に寄与できる研究を進めてまいります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【意見交換等】

(稲垣会長) この件について、質問ございますか。

(藤谷委員) 千葉市から、もとのデータが東京大学に提供される。先ほど、東京大学の医学部と共同研究契約をしている民間の研究機関等にクレンジング等の形でおっしゃったのですが、情報の提供の流れとしては、千葉市からデータがどう流れるのか、確認したいのですが。

先ほど、そもそも東京大学に提供する過程で、住所とか氏名とか電話番号とか、そういう個人の特定につながるようなものはできる限り排除するという説明でしたが、それが、医学部から共同研究契約を結んでいる民間研究機関にわたる手前でもう既に、要するにマスキングされて提供されているのでしょうか。

先ほどクレンジングとおっしゃいましたが、マスキングとクレンジングは、似て非なる部分もなきにしもあらずで、まさかクレンジングという段階まで住所、氏名が残っていて、民間研究機関でそれが除かれるのではないのでしょうか、ということを確認したいのです。

(積田統計課長) このスキームでは、まず千葉市から東京大学の医学部に、東大の医学部の倫理審査会に通るような形で、要は、例えば氏名、電話番号、住所、生年月日等を削除いたしましたデータを、医学部に提供させていただくという形になります。

それで、医学部の研究者がデータを分析する際に研究が進むよう、データを民間研究機関できちんとした形に整える、少しそのお手伝いをさせていただくという形のスキームになります。

(藤谷委員) そうすると、削除は市がするというところでよろしいですね。

(積田統計課長) はい。千葉市で削除します。

(藤谷委員) ただ、これ、書き方ですが、資料の右側の枠のすぐ上、「Ⅱデータ提供時の留意点」の所、「データを医学部に提供する際には、医学部研究倫理審査の基準に則り」と書いてありますが、これ、相手側の基準に則りということですね。考え方としては、提供するのであれば「千葉市個人情報保護条例に則り」ではないですか。念のためですけど、医学部研究倫理審査の基準というのを、今お持ちですか。

(積田統計課長) 今、手元にはないのですが。

(藤谷委員) 入手されているのですね。

(積田統計課長) はい、入手しています。

(藤谷委員) 本来は千葉市の個人情報保護条例に則って、これを削除するべきですよ。

(積田統計課長) そうでございます。

(藤谷委員) 条例上、何条でこれを削除して、提供することになりますか。提供すること自体は目的内の利用提供となりますから。

(久我政策法務課長) 目的内ですので、条例上、個人が識別できる情報を削除しなければならないという規定自体ありません。

(藤谷委員) ないのですね。それは欠陥のような気がしますが、目的内であれば外部に提供するのに、フリーで出せるという規定になっているのですか。もし、そうだとしたら、改正が必要な所だと思いますが。

目的内ということで利用して良いとしても、その目的に必要な範囲に限定しないと、提供して良い情報というのは無制限であって良い訳はないので、条例上の規定は何かあるはずですよ。

(久我政策法務課長) 先ほども出てきました、「提供先に対する制限」というのがございます。

(藤谷委員) 提供内容そのものの制限もあってしかるべきでしょう。必要最小限に限定

しなければいけないという。ないなら検討しなければならない。

(積田統計課長) 先ほど委員からご質問がありました。東京大学に倫理審査の基準、例えば処理を行う項目としては、氏名とか電話番号は削除。住所は、例えば町名登録とか郵便番号に変換をしてくださいと。

そのような形で、医学部でも、個人情報的なものを受け取る場合には、そういう審査基準があって、その辺をクリアしたものではないと、医学部の倫理審査会議に通らないということがあります。

さらには、今、委員ご指摘のように千葉市もそのような形で考えて対応することになります。

(藤谷委員) 個人情報保護条例上の取扱いを最初から整理したいのですが、これはまず、東京大学に提供すること自体は、個人情報保護条例の何条に基づき行うのですか。

(久我政策法務課長) 第8条は目的外の制限の規定で、目的外の場合は原則提供できないということになっておりますが、今回は目的内の提供と考えております。

(多賀谷委員) これは、第8条1項5号の国等へ提供する場合の、目的外提供の制限の例外規定で整理すべきではないですか。

(藤谷委員) 目的内だったら自由だということになるのですか。

(多賀谷委員) 基本的に、特に個人の生命、身体、財産を守るためには、やむを得ないというのが、よく救急救命に出てきます。その延長で第5号の「国等に提供する場合であって、提供を受ける者の所掌する事務の遂行に当該個人情報が必要不可欠であり、かつ当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があるとき」の規定を適用することになるのでは。

(藤谷委員) そうすると、第8条の規定で、東大、実施機関以外の者に目的外の提供できるということですか。個人情報保護の趣旨に戻ると、提供の範囲が無制限であって良いわけではないと思うのですが、そこはどのような整理になるのですか。

例えば、住所や氏名や電話番号を除くと、個人の特定性がないから、そもそも個人情報でなくなるというのであれば、分かりやすいのですが。

(多賀谷委員) この第8条の規定は、もともとは個別提供を前提にしています。個別的に個々の情報を提供することを前提として、今回のように包括的な丸投げというのは、想定していない。だから今回のようなことはあり得ないことを前提にこの条例は作られています。したがって、第8条で考えるのは無理があります。

(藤谷委員) もともとの話も東大の情報学環に提供するときは、そこへ情報が、個人が特定されない形で行き、何かに利用するのではなくて、千葉市の中で研究をするということなので、目的外の提供ではないということだったと思います。ただ、このスキームでは外部提供になってしまうので。

提供自体は必要性があるし、利用性もあるし、良いことだと思います。根本的な福祉とか医療のために使うので、それは目的内であるという整理は理解できます。しかし、それを提供するときに、制限しなければならないという規定は、これまでの説明では、ないように思うので。

結果的には東京大学側も、リスクがあるものを受け入れたくないし、東京大学の中における情報管理に関してルールが定められているから、たまたま、今回は結果的に問題なかったのかもしれないが、本来は提供する市の側がきちんとイニシアチブを持って、市民に対して、こういうルールでやりますと示さなければならない。そのルールが今、少なくとも欠落しているという状況は、はっきりしているようなので。

(多賀谷委員) 今回のケースは、基本的に超法規的措置にならざるを得ない。

(藤谷委員) これは報告事項となっておりますが、実は審議案件になるのではないかと。

(多賀谷委員) 条例の適用外の話になりますね。条例で許されているという話ではありません。本来、審議会では審議できない話だと思います。

(藤谷委員) ただし、趣旨からすると、実施して良いという訳にはいかない。審議会が知ってしまったという意味では、それはそのまま良いですとは言えません。それは早急に何らかの対応をしなければならないと思います。条例の改正は議会のスケジュールがあっ

て難しいのであれば、これを進めるにあたって、少なくとも一時的にしる、条例以外のルールでも良いですから、要綱でも良いので、ルール化等をしてから実施すべきだと。

(多賀谷委員) 今回は、報告だから良いですよ。正式に諮問されたら、これは、ダメということになるのかもしれない。審議会としてはその所は看過できない、それだけの話です。超法規的措置なので、これ以上は、審議会として責任を負うことはできない。

(稲垣会長) この問題、最初に出たときにも、そのようなお話がありましたよね。

(藤谷委員) 当初は、東大への提供ではなくて、あくまでも実施機関内で利用するという案であったかと思います。我々、審議会として市民に対する責任を持つ立場からすると、行政に対して意見を申し述べるべきではないですか。この審議会は諮問以外でも何か気がついたら、意見を述べることができる権限はないのですか。

(多賀谷委員) これ以上の議論は難しいのではないですか。

(稲垣会長) こういう意見が出ていたということ、事務局の方でまとめていただければ良いのではないですか。

(藤谷委員) 審議会の設置条例第2条で「審議会は次に掲げる事務をつかさどる」とありまして、第1号で「情報公開及び個人情報保護に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、又は市長に意見を述べること」となっていますので、「市長の諮問に応じて」が、市長に意見を述べることにまでかかるのか、それともそうでないかによって、この審議会が今これについて意見を述べることができるかどうか決定されますね。

この読点の読み方からすると、個人情報の保護に関する重要事項について、「諮問に対する調査・審議」と「市長に意見を述べる」の2つができると思います。したがって、今回のこの報告事案として審議会へ上がってきたけれども、報告事案の中に、現行の個人情報保護条例上はそのまま目的の範囲内であるから、要するにその提供について、実際は東京大学側の基準に基づいて適正な処理が行われるようですが、条例上の根拠なくして提供しているおそれがあると。それについては、条例改正以外の対応も含めて早急な対応をとりたいと、私はそういう意見を述べるべきだと思います。

(稲垣会長) こういう議論があったと議事録に残すだけではなく、意見書として市長に提出するということですね。

(藤谷委員) はい。

(久我政策法務課長) 現在の個人情報保護条例ですが、行政機関個人情報保護法と同様の規定をしております。第8条に目的外の場合は制限があるのですが、目的内については、おっしゃるとおりでございます。

ただ、第3条に「実施機関等の責務」、第11条第1項に「実施機関における個人情報の適正な管理」の規定がありまして、適正な取扱いということで、目的内であっても、不必要なものは出さないということは当然、市の中ではそのような取り扱いをいたします。そこを条例に規定するかどうかという部分につきましては、なかなか難しい部分かと思っております。

(中原委員) この問題、そもそも報告事項というのはおかしいと、前回の会議でも言ったと思います。なし崩し的に進めているような感じがします。そういう点で、私は、藤谷委員の言うとおり、市長に直接言うべきだと思います。

(多賀谷委員) 要するに、条文の適用や、目的内という整理は難しいのではないですか。

したがって、経過についての報告は受け止めることは難しい。それ以上意見を言うかどうかについては、既成事実みたいなものですね。

(稲垣会長) 意見書とするか、議事録で、このような意見を残すかということですね。

(多賀谷委員) 議事録で留めることで良いのではないですか。

(稲垣会長) もともと、意見をやるテーマではなかったということで、議事録に留めることでいかがでしょうか。次回の審議会で議論をするかということですね。

(藤谷委員) 私としては、審議会の機能として、むしろ予定された議題を審議する、あるいは事務局から提案されたことについてだけ意見を述べるということではないと思いますよ。我々委員自身が直接市民に対する責任を負っているわけですから、その責務を果たすという立場からすれば、審議会が自ら抑制するのはいかがなものでしょうか。それによ

って、市民に対して我々が責務を果たしていないとすると、我々自身の存在意義はないと思います。

私としては、目的内の提供であるかどうかも含めて、もう少し検討する必要があると思います。本日、いきなり意見書の内容と言っても、審議の時間が足りないし、検討材料も不十分だと思います。

ただ、本日の報告事項については、審議会としてそのまま受ける訳にはいきません。個人情報保護条例に照らして、疑義があるので、それは受けられませんという旨を議事録に残していただく。それに基づいて、条例との整合関係について至急事務局で検討した上で、条例の改正も含めて、必要があるかどうかを検討していただきたいということを議事録に残して、次回早急のテーマとして、取り上げる。

(稲垣会長) これは大きな問題ですから、なかなか答えが出ない。今おっしゃるように、議事録できちんと残しておいて、次回審議するというのが良いかと思います。

そういうところでよろしいですか。

(異議なし)

(稲垣会長) これは時間をかけて検討した方が良いでしょう。ここでいきなり意見書というのはよくないかと思います。

(内山委員) 自主的に首長が行うことができる範囲もあるのかと思いますが、この点はいかがですか。

(多賀谷委員) 行政の一方的判断で個人情報を全部丸投げするというのは、問題があると思います。民間企業ならともかく、市民から権力的に集めている情報については、慎重に取り扱わなければなりません。

例えば教育委員会が、学校の情報を全部外に出しても良いかというのと、それは問題です。今回の場合は、協定を締結していますが、契約は破られることがあり得ますので、不十分です。

(藤谷委員) 結局、契約は守らなかったら損害賠償をすれば良いということになりますが、損害賠償として、例えば5万、10万返ってきたからといって、千葉市民の重要な個人情報が漏れたときに市としてそれで良いのか。そもそも市が損害賠償請求できるのか、漏えいの対象となった個人が請求しなければならないのかという問題はありますが、いずれにせよ、お金の問題でははかれない。個人情報という、重要な、守らなければいけない価値があるでしょうというのが、行政に与えられた重要な使命だと思うのです。市が活用すること自体は、これは、とてもよいことです。しかし、きちんとルールを守っていただきたいということです。

(稲垣会長) なかなか議論がつきない問題ですが、大きな問題ですから、今後、引き続き、検討していただきたいと思います。

それでは以上をもちまして、第14回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。

(小早川総務部長) 慎重にご審議いただきありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

——了——